

令和3年度第5回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年8月18日(水)
午前9時30分 ～ 午前10時40分
場 所 菊川ふれあい会館 2階中・小ホール

会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18
現 在 数 18
出 席 総 数 18
欠 席 総 数 0

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	出席
2	新久保 克己	出席
3	江村 卓三	出席
4	藤野 俊孝	出席
5	田崎 育子	出席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	金田 豊和	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局長 ほか4名

傍聴人:なし

令和3年度第5回総会

(開始時刻 9時30分)

事務局（大和事務局長）

ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名でございますが、本日は18名全員が出席しておられます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数となっておりますので「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づきまして、本日の総会が「成立いたしますこと」をご報告申しあげます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づきまして、議長である会長の「開会の宣告」のち、お手元の総会次第に沿って議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしく願いいたします。

議長（山田会長）

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告のあったとおり、出席委員数が過半数でございます。本日の総会は成立いたしますので「令和3年度第5回定例総会の開会」を宣告いたします。

それでは、議事に入ります前に、議事録への署名委員を定めさせていただきます。総会会議規則第19条第3項に、議長である私のほか2名の委員が署名するよう規定されておりますので、私から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号1番 阪田 実委員と、議席番号18番 有田孝義委員のご両名を指名させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」お諮りします。

なお、1番の案件について、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXが、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に該当しています。審議の間（あいだ）の退席をお願いします。

（XXXXXXXXXX 退席）

事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

ご説明いたします。

総会議案書 1 ページをお開きください。 1 番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は田 1 筆、面積は 1, 9 6 5 m²、位置図は 2、3 ページ、公図は 4 ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所室津支所から南西へ約 8 1 0 m に位置する、過去に農業公共投資の対象となった農地でございます。

申請理由は、高齢で耕作が困難となり、農業後継者がいない譲渡人の要望に、前耕作者である譲受人が応じ経営基盤の安定を図るものでございます。

申請地は、譲受人の [REDACTED] の距離に位置しており、譲受後は水稻を栽培する予定でございます。

贈与による所有権の移転となっております。

譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがないことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、地区委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

なお、報告にあたっては、個人情報保護の観点から、個人名等を直接に使わず、譲渡人、譲受人等と表現するようにお願いします。

それでは、1 番の案件について、議席番号 9 番 石田安男委員、報告をお願いします。

石田安男委員

議席番号 9 番の石田です。1 番の案件について報告します。8 月 5 日に、私と事務局職員 2 名で現地調査を行いました。また、翌日 6 日に岡本委員にも確認していただき、了解を得ています。この案件は、所有権の移転を目的とするものです。譲渡人は、高齢で耕作ができず後継者もいないことから、いままで耕作していた譲受人に、無償で譲り渡す申出をしたものです。譲受人は本格的に大規模経営を行っており、経営基盤を安定化するために今回の申出に応じたものです。現在も水稻を作付けしていることから、何ら問題ないと思います。ご審議のほど、

よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

それでは、事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手、起立ののち、議席番号及び氏名を述べたうえで発言をお願いします。

質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり許可することと決しました。

(着席)

議長（山田会長）

次に日程第2「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」お諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

ご説明いたします。

総会議案書5ページをお開きください。1番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は6、7ページ、公図は8ページ、土地利用計画図は9ページをご覧ください。

申請地は、報告第6号1番の申請地の一部でございますが、令和3年度第3回総会議案第3号5番として審議していただいた から分筆された農地でございます。令和3年7月7日付けで、計画変更を理由に取下申出書が提出され、この度、4条許可申請書の提出がなされたものでございます。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から南東へ約470mに位置する農地で、農地法施行規則第45条第2号に該当する「第2種農地」となります。

転用目的は、自己用住宅でございます。

申請理由につきましては、宇部市居住の申請者が、子供の成長に伴い子育て環境の良い菊川地区の自己所有地に住宅建築を計画したものでございます。

本案件には一体利用地はなく、計画面積は土地利用計画及び建ぺい率からみて適当であると判断しております。

土砂の流出対策といたしましては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、申請地内を造成し芝張りで養生する計画となっており、汚水は合併浄化槽で処理され、雨水とともに道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障を生じないと判断いたしました。

本案件は、「他に適当な土地がないため」許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、地区委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

それでは、1番の案件について、議席番号11番 河本隆一委員、報告をお願いします。

河本隆一委員

11番の河本です。これは第3回の総会で審議した案件ですが、7月に取り下げられ、新たに土地所有者が農地の一部を転用するための許可申請です。現在、宇部市に住んでいますが、子供が成長したため実家に近く住環境の良い菊川地区に、自己用住宅を建てることにしたものです。街の中の農地の一部ということで、周りには影響はないと思います。汚水については、合併浄化槽で処理するとのことですので。なんら問題ないと思います。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長（山田会長）

それでは、事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり許可することと決しました。

議長（山田会長）

次に日程第3「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」お諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書10ページをお開きください。1番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は15、16ページ、公図は17ページ、土地利用計画図は18ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所勝山支所から北東へ約1.5kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で「第2種農地」となります。

転用目的は、進入路の整備でございます。

申請理由につきましては、自宅への進入路がない各譲受人の要望に、譲渡人が応じたものでございます。

交換による所有権の移転となっております。

交換地は、XXXXXXXXXXで、登記地目は原野で27㎡でございます。

一体利用地は、各譲受人の自己所有地4筆と法定外公共物のみで、確保は確実に、計画面積は土地利用計画からみて適当であると判断しております。

土砂の流出対策といたしましては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、造成により勾配調整を行う計画となっており、汚水の発生はなく、雨水のみ隣接地に放流されますが、土地所有者である譲受人と譲渡人が承諾しており、周辺農地の営農に支障を生じることはないと判断いたしました。

なお、本案件は追認案件で、昭和50年頃に整備し各譲受人が進入路として利用していたことから、下関市農業委員会会長あてに始末書が提出されております。

本案件は、「他に適当な土地がないため」許可基準を満たしていると考えられます。

10ページに戻りまして、2番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は19、20ページ、公図は21ページ、土地利用計画図は22ページをご覧ください。

申請地は、JR山陽本線新下関駅から北西へ約1kmに位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない集団性のある農地で、農地法施行令第12条第1号に該当する「第1種農地」でございます。

転用目的は、自己用住宅でございます。

申請理由は、自己用住宅の建築を計画した各譲受人が、環境も良く子育てに適した環境に恵まれている申請地を選定したもので、高齢で耕作が出来ない譲渡人が、各譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

一体利用地は、譲渡人の所有地1筆のみで、土地所有者として承諾しており確保は確実で、計画面積は土地利用計画及び建ぺい率からみて適当と判断いたしました。

土砂の流出対策といたしましては、申請地の一部に隣接した農地がございますが見切りを設置し、法面は芝張りで養生する計画となっております。

汚水は合併浄化槽で処理され、雨水とともに道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農に支障を生じることはないと判断いたしました。

本案件は、第1種農地ではございますが、農地法施行規則第33条第4号、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

本案件が許可された場合は、開発許可と同時施行といたします。

3番と4番は、隣接地に位置しており、土地所有者も同一人物、転用目的も同じ自己用住宅でございますので併せてご説明いたします。

総会議案書は、11ページでございます。3番、4番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は23、24ページ、公図は25ページ、3番の土地利用計画図は26ページ、4番の土地利用計画図は27ページをご覧ください。

申請地は、JR山陽本線新下関駅から北西へ約1.1kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で「第2種農地」となりません。

転用目的は、自己用住宅でございます。

申請理由につきましては、現在、借家住まいの各譲受人が、子供の成長に伴う通学に便利で、豊かな自然に恵まれている申請地に、自己用住宅の建築を計画したもので、高齢で耕作が困難となり農業後継者がいない譲渡人が、各譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

どちらの案件にも一体利用地はございません。

3番には、開発区域外面積が10.47㎡ございますが、開発担当課との協議により、隣接する急斜面の崩落時に影響が及ぶ部分が開発区域から除外されたものです。同様に4番にも開発区域外面積が91.58㎡ございますが、こちらも開発担当課との協議により、土砂災害特別警戒区域と隣接する急斜面の崩落時に影響が及ぶ部分が開発区域から除外されたもので、事務局といたしましては、計画面積は土地利用計画及び建ぺい率からみて適当と判断しております。

なお、どちらの案件につきましても、全体面積から算出した建ぺい率は22%を超えております。

申請地に隣接している農地が西側に1筆ございますが、申請地よりも高い位置にあり、汚水は合併浄化槽で処理され、雨水とともに道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農に支障を生じることはないと判断いたしました。

どちらの案件も、「他に適当な土地がないため」許可基準を満たしていると考えられます。許可された場合は、開発許可と同時施行といたします。

5番と6番についても、隣接地に位置しており、譲受人も同一法人、転用目的も同じ長屋住宅でございますので併せてご説明いたします。

総会議案書は、11ページ、12ページでございます。5番、6番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。5番の位置図は28、29ページ、公図は30ページ、土地利用計画図は31ページ、6番の位置図は28、32ページ、公図は33ページ、土地利用計画図は34ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所安岡支所から北西へ約850mに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない集団性のある農地でございますが、安岡駅から半径500m以内の区域の総面積に占める宅地の面積が40%を超えており、半径900mにおいても40%を越えていることから、農地法施行規則第45条第2号に該当する「第2種農地」となります。

転用目的は、長屋住宅でございます。

申請理由につきましては、申請地は、住環境に恵まれた地域に位置しており、この度の長屋住宅の建設に必要な広さが確保できる立地から適地であると判断しこの度の計画がなされたもので、各譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

どちらの案件も、一体利用地は市道加工部分のみで、道路工事施行承認申請書が提出されており確保は確実で、計画面積は土地利用計画からみて適当と判断いたしました。

申請地に隣接している農地が一部ございますが、擁壁を設置する計画となっており、汚水は公共下水道で処理され、雨水のみ道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農に支障を生じることはないと判断いたしました。

どちらの案件も、「他に適当な土地がないため」許可基準を満たしていると考えられます。許可された場合は、開発許可と同時施行といたします。

12ページに戻りまして、7番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は35、36ページ、公図は37ページ、土地利用計画図は38ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊北総合支所神田支所から南西へ約1.8kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で「第2種農地」

となります。

転用目的は、キャンプ場で、併せて駐艇場を整備するものでございます。

申請理由につきましては、毎年、申請地の前の砂浜で海の家を営んでいる譲受人が、経営の安定を図る為に集客の向上が見込まれるキャンプ場の整備を計画したもので、耕作が困難な譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

本案件には一体利用地はございませんが、申請地の一部をコンクリート舗装し、排水施設を整備、倉庫を設置することから、自然公園法に規定されている特別地域内工作物の新築許可申請書が提出されております。

この度の計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断しております。

土砂の流出対策といたしましては、申請地に隣接した農地がございしますが、全て申請地よりも高い位置にあり、汚水の発生はなく、雨水のみ砂浜に放流されることから、周辺農地の営農に支障を生じることはないと判断いたしました。

なお、本案件は無断転用案件で、令和3年4月1日から重機を搬入し、申請地の一部を造成、コンクリート張り等を行っていたことから、下関市農業委員会会長あてに始末書が提出されております。

本案件は、「他に適当な土地がないため」許可基準を満たしていると考えられます。

12ページに戻りまして、8番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は39、40ページ、公図は41ページ、土地利用計画図は42ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊北総合支所から北東へ約730mに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で「第2種農地」となります。

転用目的は、非フィットによる太陽光発電設備の設置で、既に譲受人は小売電気事業者と電気売買契約を締結しております。

申請理由につきましては、発電事業が好調な譲受人が、新たな発電設備の設置用地を探していたところ、申請地が、南側が開けた平地で、今回の計画に必要な面積を満たしており、反射光が近隣住宅に影響を及ぼすこともないことから、この度の計画に至ったもので、維持管理をできない譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

なお、申請者からは、代替地検討表が提出されております。

売買による所有権の移転となっております。

本案件には一体利用地はなく、計画面積は土地利用計画からみて適当であると判断しております。

土砂の流出対策といたしましては、申請地の南東側に隣接した農地がござい

ますが、土地利用計画図のとおり盛土する計画となっており、汚水の発生はなく、雨水のみ農業用排水路に放流されますが流量に変化がないことから、周辺農地の営農に支障を生じることはないと判断いたしました。

本案件は、「他に適当な土地がないため」許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書13ページをお開きください。9番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は43、44ページ、公図は45、46ページ、土地利用計画図は47ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から南東へ約2.5kmに位置している、農業振興地域内の農用地でございます。

転用目的は、普通河川下保木川浚渫工事に伴う仮設道路と表土及び浚渫土の仮置場を整備するものでございます。

申請理由につきましては、下関市が河川工事の施工に必要な仮設道路等を設置するもので、各貸付人が下関市長である借受人の要望に応じたものでございます。

使用貸借による権利の設定となっております。

本案件には一体利用地はなく、計画面積は土地利用計画からみて適当であると判断しております。

土砂の流出対策といたしましては、申請地に隣接している農地が一部ございますが、申請地の一部を盛土し、仮設道路部分は碎石を敷きならす計画となっており、残りの部分は既存の畦畔で分断されております。

汚水の発生はなく、雨水のみ河川及び隣接地に放流されますが、土地所有者である貸付人は承諾しており、周辺農地の営農に支障を生じることはないと判断いたしました。

本案件は一時的な利用であり、工事終了予定である令和4年3月31日までに原状回復する旨が記載された誓約書が、下関市農業委員会会長あてに提出されており、耕作者からも、この度の一時的な転用について承諾している旨が記載された承諾書が提出されております。

また、下関市菊川町土地改良区からは、土地改良区の事業には支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。

本案件は、農用地を対象とした農地転用ではございますが、一時的な利用であり「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがない」旨が記載された下関市長の意見書が提出されていることから、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し許可基準を満たしていると考えられます。

10番と11番についても、隣接地に位置しており、譲受人も同一法人、転用

目的も同じ太陽光発電設備の設置でございますので併せてご説明いたします。

総会議案書は、13ページとなります。10番、11番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は48、49ページ、公図は50ページ、10番の土地利用計画図は51ページ、11番の土地利用計画図は52ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊北総合支所田耕支所から北東へ約6.6kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で「第2種農地」となります。

転用目的は、いずれも非フィットによる太陽光発電設備の設置で、既に譲受人は小売電気事業者と電気売買契約を締結しております。

申請理由につきましては、発電事業が好調なことから新たな発電設備の設置用地を探していたところ、日当たりが良く、安定的な発電量が見込まれる申請地に計画したもので、耕作の意思のない各譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

なお、各申請者からは代替地検討表が提出されております。

どちらの案件も、売買による所有権の移転となっております。

10番には一体利用地はございますが、土地売買契約書が提出されており確保は確実で、11番には一体利用地はございません。

10番、11番の計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断しております。

土砂の流出対策といたしましては、10番の申請地には隣接した農地はなく、11番の申請地には隣接した農地が一部ございますが、全て申請地よりも高い位置にあり、いずれも申請地内は整地のみで形状は変更しないことから、事務局は問題ないと判断いたしました。

汚水の発生はなく、雨水のみ農業用排水路に放流されますが流下量に変化はないことから、周辺農地の営農に支障を生じることはないとは判断いたしました。

どちらの案件も、「他に適当な土地がないため」許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書14ページをお開きください。12番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は53、54ページ、公図は55ページ、土地利用計画図は56ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所勝山支所から南東へ約1.2kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で「第2種農地」となります。

転用目的は、建売住宅、1棟を建築するものでございます。

申請理由につきましては、申請地周辺は宅地化が進んでおり、住宅の需要が見

込まれることからこの度の計画に至ったもので、現在、申請地を耕作しておらず管理が困難な譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

本案件には一体利用地はなく、計画面積は土地利用計画及び建ぺい率からみて適当であると判断しております。

土砂の流出対策といたしましては、申請地に隣接した農地が一部ございますが擁壁を設置する計画となっており、汚水は合併浄化槽で処理され、雨水とともに道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農に支障を生じることはないかと判断いたしました。

本案件は、「他に適当な土地がないため」許可基準を満たしていると考えられます。

なお、許可された場合は、開発許可と同時施行といたします。

14ページに戻りまして、13番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は57、58ページ、公図は59ページ、土地利用計画図は60ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所勝山支所から南東へ約1.3kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない集団性のある農地で、農地法施行令第12条第1号に該当する「第1種農地」でございます。

転用目的は、特定建築条件付売買予定地4区画を整備するものでございます。

申請理由につきましては、申請地周辺は宅地化が進んでおり、人口も増加傾向にあることから、住宅の需要が見込まれる申請地に計画したもので、現在申請地を耕作しておらず管理が困難な各譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

申請者からは、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」に定めのある、申請に必要な事項が記載された関係書類が全て提出されており、事務局は、農地転用事業者である譲受人はこの度の申請に係る用途に供することが確実であると判断しております。

一体利用地のうち宅地3筆と用悪水路1筆は譲受人の所有地で、残りの一体利用地は開発区域内の法定外公共物のみであるため確保は確実で、土地利用計画及び標準的な建物の建ぺい率からみて計画面積は適当であると判断しております。

土砂の流出対策といたしましては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、擁壁及び側溝を新設する計画となっており、汚水は合併浄化槽で処理される予定で、雨水とともに新設の水路から農業用排水路に放流されますが地元自治会長に説明がなされており、周辺農地の営農に支障を生じることはないかと

判断いたしました。

この度の転用につきましては、第1種農地ではございますが、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当しており、提出された申請書類からも農地転用許可し得るものと判断でき許可基準を満たしていると考えられます。

なお、許可された場合は、農地転用事業者から土地購入者への土地の引き渡しの時期等、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」に定められている条件を付して許可することとし、住宅が建築されるまでの間、事務局にてその都度状況を確認することといたします。開発許可と同時施行といたします。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、地区委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

それでは、1番、12番及び13番の案件について、議席番号1番 阪田 実委員、報告をお願いします。

阪田 実委員

1番の阪田です。報告します。1番の案件については、8月5日に、農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。申請地は、昭和50年頃に、自らの土地を誤認したまま進入路として整備したものです。関係者が合意しての交換であるため、問題ないと思います。

続きまして、12番の案件について報告します。申請地は、新下関駅に近く宅地開発が進んでいる地区にあります。また、汚水、雨水についても問題ありませんので、ご審議のほど、よろしくをお願いします。

13番については、申請地は12番と道を隔てた場所にあり、状況は同様です。問題ないと思いますので、ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、2番から6番までの案件について、議席番号5番 田崎育子委員、報告をお願いします。

田崎育子委員

5番の田崎です。2、3、4、5、6番についてですが、8月5日、農業委

員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。2番の案件について報告します。申請地は、綾羅木郷台地の東側に位置していて、水田とは市道を挟んで住宅が広がっており、集落に接続している第1種農地です。地目は畑で、利用状況は休耕となっていました。譲渡人が高齢で耕作できないため、譲受人の良好な住環境での子育てのために自己用住宅を建てたいという計画に応じたものです。汚水は合併浄化槽で処理、雨水は道路側溝に流すそうです。ご審議のほど、よろしくお願いします。

3番、4番の案件についてご報告します。2番の申請地の北側にありまして、集落の中にある第2種農地です。地目は畑で、分筆されていました。高齢のため耕作困難で、後継者もない譲渡人が、子供の成長に伴い自己用住宅を持ちたい3番、4番の譲受人の要望に応じたものです。周辺には、申請地よりも高い場所に農地がありますが、それ以外には農地の広がりはありませんでした。生活排水は合併浄化槽で処理し、雨水は道路側溝に流すそうです。ご審議のほど、よろしくお願いします。

5番、6番の案件についてご報告します。5番は譲受人が2人、6番はその2人に1人を加えて3人です。譲渡人は同一人物です。申請地の西側は響灘が広がり、近くには■■■■■、■■■■■がある第2種農地で、戸建て住宅が隣接していました。また、市道を挟んで向かい側にはビニールハウスが並んでいました。譲受人は、現在、彦島にアパートを2棟、14戸を所有しており、同地区で長屋住宅を求める要望があり、この度長屋住宅3棟の建築を計画したもので、譲受人の要望に譲渡人が応じたものです。周囲は擁壁で囲み、汚水は公共下水道に、雨水は道路側溝に流すそうです。周辺の農地には支障がないと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、7番の案件について、議席番号18番 有田孝義委員、報告をお願いします。

有田孝義委員

18番の有田です。7番の案件について報告します。8月5日に、農業委員2名と事務局職員1名で現地を調査しました。申請地は土井ヶ浜海水浴場に隣接した土地で、西側は砂浜、東側の住宅とは3メートル以上の段差があり、進入路もなく、周辺の土地と分断されており孤立した農地でした。この案件は、6月に申請があり、7月に現地調査を行いました。一部にコンクリートを張り水上バイクの置場として利用されており違反転用状態であったため、一旦申請が取り下げられ、違反転用案件として改めて申請がなされたものです。この

4月からコンクリートを張り違反転用状態になっていたようですが、施工部分はわずかな面積であるため、致し方ないと考えています。毎年、夏に海の家を経営している譲受人が、集客増を目的としてキャンプ場を整備するものです。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、8番の案件について、議席番号17番 岩本憲慈委員、報告をお願いします。

岩本憲慈委員

17番の岩本です。8番の案件について報告します。8月5日に、事務局職員1名と農業委員2名で現地を調査しました。申請地の西側には、既に太陽光発電設備が設置されておりまして、さらに、その西側の土地については先月の総会で太陽光発電設備の設置について審議し、許可した場所です。太陽光発電設備の設置が徐々に広がっている地域です。申請地に隣接する農地はありますが、土砂の流出を申請地内に盛土することで防ぐ計画で、周辺農地への影響はないと思います。この度の申請は、維持管理のできない譲渡人が、譲受人の要望に応じたもので、申請理由、周辺の状況から問題ないと判断しました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

太陽光発電設備に関する案件で、最近、非フィットという言葉を目にします。確認の意味で、事務局に説明を求めます。

事務局（岡本主任）

ご説明いたします。最初にフィットですが、これは固定価格買取制度のことでございます。再生可能エネルギーを利用した発電設備で発電した電気を、一定の期間、価格で電力会社が買い取ることを国が保障するものでございます。この制度を利用するための要件は、電力会社と接続契約を締結すること、その契約後に国の事業計画の認定を受けること等となっております。

今回の案件は、このフィットを利用しないものでございます。フィットの事業計画の認定を受けるためには、様々な制限がございます。代表的なものに、隣接地に小規模な低圧の太陽光発電設備を設置できないといったものがございます。前回の総会から見られる非フィットは、フィットを活用しないため、これらの制限を受けることはありません。また、太陽光発電設備を設置した事業者は、自ら電気小売業者に販売しなければならないこととなります。フィットを活用す

れば太陽光発電設備を設置できない場所であっても、非フィットであれば設置が可能となるものでございます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局から、非フィットについての説明がありました。

続きまして、9番の案件について、議席番号12番 坂田謙祐委員、報告をお願いします。

坂田謙祐委員

12番の坂田です。9番の案件についてご報告します。8月6日に、農業委員2名と事務局職員1名で現地確認を行いました。現地は圃場整備された農地で、水稻が作付されていきました。河川の浚渫工事のために、2筆の農地を利用するものです。来年の3月31日までに原状回復されることから、次期の作付に問題ありませんし、周辺の農地にもしっかりと対策が取られることから、特に問題ないと思います。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

最後に、10番及び11番の案件について、私 議席番号14番の山田正信が報告いたします。

山田正信委員（議長）

14番山田です。8月5日、農業委員2名と事務局で現地調査を行いました。申請内容は、事務局から説明があったとおりです。10番、11番の農地は隣接地で、どちらも長年、耕作されていけませんので、日当りの良い申請地に非フィットの太陽光発電設備を設置したいという譲受人の要望に、譲渡人が応じたものです。汚水はなく、雨水は既存の農業用排水路に放流され、周辺の農地に支障を生じることはないと考えています。なお、今回の申請地と前回7月に審議、許可された農地とは同一地域です。やむを得ないと思います。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

それでは、事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり許可することと決しました。

なお、2番、10番及び13番の案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行ったのちに許可することとします。

議長（山田会長）

次に日程第4「議案第4号 現況確認について」お諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

ご説明いたします。

総会議案書61ページをお開きください。1番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田1筆、面積は1,890㎡で、申請地の位置図は62、63ページ、公図は64ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線安岡駅から北東へ約2kmに位置する土地でございます。

令和3年8月5日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました。

61ページに戻りまして、2番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑1筆、面積は530㎡でございます。

申請地の位置図は65、66ページ、公図は67ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所長府支所から北西へ約1.1kmに位置する土地でございます。

令和3年8月5日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました。

61ページに戻りまして、3番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田1筆、面積は、880㎡でございます。

申請地の位置図は68、69ページ、公図は70ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊田総合支所から北西へ約2.1kmに位置する土地でございます。

令和3年8月5日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地調査を行いました。

1番から3番について、現地調査の結果、議案書に記載のとおり状況でございましたので、全て現況確認書交付事務取扱要領第5条(3)に該当しており、「非農地」と確認いたしました。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、地区委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

それでは、1番の案件について、議席番号5番 田崎育子委員、報告をお願いします。

田崎育子委員

5番の田崎です。8月5日、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名、事務局職員2名の5名で現地を確認しました。申請地は、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXの東側に位置し、圃場整備はされておらず、周囲には耕作放棄地が見られました。10年以上耕作しておらず、雑木が繁茂しており、5名全員一致の判断として、非農地といたしました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、2番の案件について、議席番号1番 阪田 実委員、報告をお願いします。

阪田 実委員

1番の阪田です。8月5日、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名、事務局職員2名の5名で現地確認を行いました。申請地は、周りが宅地で下りたところに長府の上下水道局施設がある、周辺にはほとんど農地がない所でした。申請地には孟宗竹が繁茂しており、とても農地とはいえない状態でした。全員一致で非農地と判断しました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、3番の案件について、議席番号15番 藤本康洋委員、報告をお願いします。

藤本康洋委員

15番の藤本です。3番の案件について報告いたします。8月5日に、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地を確認いたしました。申請地は、40年近く耕作しておらず、竹や雑木が繁茂しており、山林化したため、周囲の山林と一体化して境も分からない状況でしたので、非農地と判断しました。以上です。

議長（山田会長）

事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第4号現況確認について」賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり承認することと決しました。

議長（山田会長）

次に日程第5「議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」お諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

ご説明いたします。

総会議案書71ページをお開きください。1番。

本案件は、令和3年9月1日公告予定分に係る決定でございます。

詳細につきましては、72ページ、73ページの「1. 農用地利用集積計画一覧表（令和3年9月1日公告予定分）」をご覧ください。

本案件は、利用権に係る決定となっております。

別紙「議案第5号関係資料」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

どちらの案件も、計画内容は「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しましたので、その旨を下関市長に通知します。

以上で、すべての議事が終了しました。

議長（山田会長）

続きまして、日程第6「報告第1号」から日程第16「報告第11号」までを一括して、事務局に報告を求めます。

事務局（白田事務局次長）

ご報告いたします。

総会議案書74から78ページ、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は17件ございました。

79ページ、報告第2号「農地法第4条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」は1件ございました。

簡易な事項についての処理に関することであるため、専決により承認いたしました。

85ページ、報告第3号「農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」は1件ございました。

簡易な事項についての処理に関することであるため、専決により承認いたしました。

91ページ、報告第4号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について」は4件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。当該届出を受理いたしましたので、専決により受理通知書を交付いたしました。

92ページ、報告第5号「現況確認について」は1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行った後に、現況確認書交付事務取扱要領に基づき現況確認書を交付いたしました。

96ページ、報告第6号「農地法の規定による許可申請の取下げについて」は

1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。専決により受理書を交付いたしました。

97ページ、報告第7号「農地造成計画変更届について」は1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行った後に、専決により受理書を交付いたしました。

103ページ、報告第8号「農地造成完了届について」は2件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行っております。

104ページ、報告第9号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行った後に、専決により証明を交付いたしました。

105ページ、報告第10号「農地の転用事実に関する証明について」は2件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行った後に、専決により証明書を交付いたしました。

106ページ、報告第11号「令和3年度第4回総会議案第3号の審議案件の訂正について」でございます。内容につきましては、別紙記載のとおりでございます。大変申し訳ございませんでした。

以上、ご報告いたします。

議長（山田会長）

事務局の報告が終わりました。ご意見、ご質問等はございませんか。

よろしいですか。

ないようですので、以上をもちまして「令和3年度第5回定例総会の閉会」を宣告いたします。

（終了時刻10時40分）

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....